**空家等をお持ちの方（売り手・貸し手）**

※留意事項

・空家バンク制度への登録は、売却や賃貸をお約束するものではありません。

・空家バンク制度へ登録された空家等の管理は、利用者が決まるまで、引き続き所有者等が行うことになります。

・市では、必要な連絡・調整は行いますが、売買及び賃貸借に関する交渉・契約等の媒介行為は行いません。契約後のトラブル等も、当事者間で解決をお願いいたします。